

居宅系事業 従業者資格一覧

	居宅介護				重度訪問介護	行動援護	同行援護
	身体介護	家事援助	通院(身体有)	通院(身体無)・ 乗降介助			
介護福祉士	●	●	●	●	●	● + ※1 実務経験2年	● + ※2 実務経験1年
実務者研修修了者	●	●	●	●	●	● + ※1 実務経験2年	● + ※2 実務経験1年
居宅介護職員初任者研修修了者 (旧 居宅介護従業者養成研修修了者(1・2級))	●	●	●	●	●	● + ※1 実務経験2年	● + ※2 実務経験1年
障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 (旧 居宅介護従業者養成研修修了者(3級))	○	○	○	○	●		○ + ※2 実務経験1年
重度訪問介護従業者養成研修修了者(基礎課程)	○	○	○	○	● (区分4・5のみ算定可 能)		
重度訪問介護従業者養成研修修了者 (追加課程・統合課程)	○	○	○	○	●		
同行援護従業者養成研修修了者							●
行動援護従業者養成研修修了者 又は 強度行動障害支援者養成研修修了者 (基礎研修及び実践研修)						● + 実務経験1年	
介護保険法 介護職員初任者研修修了者 (旧 介護職員基礎、訪問介護員養成研修修了者(1・2級))	●	●	●	●	●	● + ※1 実務経験2年	● + ※2 実務経験1年
介護保険法 旧 訪問介護員養成研修修了者(3級)	○	○	○	○	●		○ + ※2 実務経験1年
移動支援従業者養成研修修了者(視覚) (※3)			○	○			●
移動支援従業者養成研修修了者(全身性)			○	○			

○:サービスの提供は可能だが、報酬は減算

※1:平成30年3月31日までの間、居宅介護の従業者要件を満たす者については、直接業務に2年以上従事した経験を有することで足りる。

※2:平成30年3月31日までの間、居宅介護の従業者要件を満たす場合(3級ヘルパーを除く)、同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者とみなす。

※3:平成23年9月30日において、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者又は、平成23年9月30日において、当該研修を受講中の者であって、平成23年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。